

平成31年3月7日（木）

（午前9時30分 開議）

○議長（岡 弘悟君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（岡 弘悟君）これより本日の会議を開きます。

この際、報告します。

今回、提出された請願はお手元に配付の請願文書表のとおり1件であります。これを会議規則第141条の規定により、請願第13号 消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願については、総務委員会に付託いたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡 弘悟君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番 阪本君、18番 土井君の2名を指名いたします。

日程第2 議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第2 議案第28号 橋本市森林環境譲与税基金条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今、議案となっております議案第28号

については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第3 議案第29号 橋本市土地区画整理事業基金条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第3 議案第29号 橋本市土地区画整理事業基金条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第29号については、経済建設委員会に付託いたします。

日程第4 議案第30号 橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第4 議案第30号 橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第30号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので

で、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第30号 橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第31号 橋本市監査委員条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君)日程第5 議案第31号 橋本市監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第31号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第31号 橋本市監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君)日程第6 議案第32号 橋本市報酬及び費用弁償等支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第32号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第32号 橋本市報酬及び費用

弁償等支給条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第33号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第7 議案第33号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）120ページの第9条なんですけれども、ほかのを見ていたら、だいたい改正前と改正後を比べたら増額になっているんですが、この第9条の第3号以下については減額になっているんです。その減額の理由と、それと、対象になる方というのが何人ぐらいいらっしゃるのかというこの二点についてお尋ねします。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）これにつきましては、国の人事院の勧告に基づいた給与の改正ということでございます。対象になる職員については、任期つき職員全体で今、4人、それから、特定任期つき職員については1名という状況になってございます。

○議長（岡 弘悟君）8番 阪本君。

○8番（阪本久代君）人事院勧告どおりということではあるんですけども、その中でも、なぜかという理由というのはなかったんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）人事院勧告というのは、官民の差額を埋めるという目的でございまして、結果としては官民の是正をしているということでございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第33号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第33号 橋本市特別職給与条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第8 議案第34号 橋本市事務分掌条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）おはようございます。
よろしくをお願いします。

付託案件なので、細かいことは総務委員長にお任せするという事でシンプルに、危機管理監がなくなる、あと、市民生活部がなくなるというシンプルに見えるんですけど、市民生活部のほうは、かねがね市長が仕事始め式でも言うてましたんで、こういう形になるんであろうというのは、ある程度やっていけるのかなという課題もあると思うんですけど、それは理解できます。危機管理監のほうについては、新市長誕生から新しくできた重要ポストであるというふうには私は認識をしているんですけども、これがせっかくつくったのに、どこかが兼務するであろうと思うんですけども、職責の重みは当然、これから防災の時代に対してかなり重いと思うんですけど、シンプルに大丈夫なのかなと思うんですけど、人員配置も含めてちょっとお伺いします。

○議長（岡 弘悟君）政策企画室長。

○政策企画室長（阪口浩章君）ただ今のご質問なんですけども、まず、近年台風等発生が頻繁に起こっておりまして、防災体制の強化というのは市にとっても喫緊の課題でございます。それに伴いまして、今回の機構改革によりまして、ふだんからの備えの充実、それから総合的な防災体制を構築するという観点で、まず、危機管理室を総合政策部内に配置いたします。これによりまして、総合政策部におきましては、政策面、人事管理等を受け持っておりますので、迅速に総合的に人員体制の配置と、ふだんからの備え等にさらに強化できるというふうにご考えてございます。

危機管理監につきましては、総合政策部長が兼ねるということで今、考えてございます。

これにつきましては、指揮命令系統の一元化ということも踏まえまして、そういうふうな体制を引いております。

なお、今回のこの4月からにつきましては、危機管理監と危機管理室長の中に危機管理監補という役職の職名の人員を配置する予定でございます。これによりまして、迅速に指揮命令系統を支障を来すことなく発揮できるというふうにご考えてございます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第34号については、総務委員会に付託いたします。

日程第9 議案第35号 橋本市立文教施設 利用に関する条例等の一部を改 正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第9 議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第35号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第35号 橋本市立文教施設利用に関する条例等の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第10 議案第36号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第36号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、

討論を終結いたします。

これより議案第36号 橋本市立社会体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡 弘悟君) 日程第11 議案第37号 橋本市半島振興対策実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第37号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いをします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第37号 橋本市半島振興対策

実施地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第12 議案第38号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

19番 小西君。

○19番（小西政宏君）おはようございます。

今回の条例の一部を改正する件ですが、一般質問等で私はオフィス系といいますか、小規模の事業者さんとか、また賃料についても今回、制度をつくっていただけたということで、本当にまずは感謝を申し上げたいというふうに思っております。

その中でちょっと一点だけ確認をさせていただきたいんですけども、新規の雇用者5人以上のうち、1人以上は大卒以上の者とするというふうに今回書かれております。この意図をまず一点お聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）現在、制度的に奨励金を申請している部分については製造業がほとんどで、ほとんどやっぱり高卒の就職というところが多いです。大卒者もまれにいてんですけど、まずは高卒の方が多いです。そういう状況の中で、橋本市で学んでそのまま都市部のほうへ大卒の方が転出され

る方も多いというのと、都市部の方がやっぱり地方で仕事をしてみたいという大卒の方が増えてきております。

そういう状況から、ITを中心とした情報関連の奨励金を積極的に制度化することによって、大卒の就労も行っていきたいと、そういう趣旨でございます。

○議長（岡 弘悟君）19番 小西君。

○19番（小西政宏君）ありがとうございます。

趣旨については大変理解をされるといいますか、大卒の方が働ける場所を確保していきたい、そういう思いなのかなというふうに認識しましたが、大卒の方が橋本市で働くにあたって、それは制度的に無理やり枠をつくっていくのが本当にいいのかどうかというところは、今後また考えていただきたいなというふうに思っています。

というのは、今までの製造業においても、大卒だから働けないということは基本的にないと思うんです。なので、大学生がなぜ橋本市で働く人が少ないのかというところを焦点に当てたら、今後どういった制度をしていったらええのかというふうな、どんな誘致をしていったほうがええのかって本質のところが見えてくると思いますので、あまり制度として縛っていくのが本来あるべき姿ではないのかなと、個人的には思っていたりはするんですけども、その辺をまた今後、いろいろ考えていただいて、またこれから制度として落とすっていただきたいなという意見だけちょっとお伝えさせていただきたいと思います。お願いいたします。答弁は結構です。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第38号に

については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第38号 橋本市企業立地促進条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第39号 橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第13 議案第39号 橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番 森下君。

○10番（森下伸吾君）市長がやむを得ない理由があると認めたときには延滞金を減免するということですが、やむを得ない理由というのを、もし具体的にわかれば教えていただけますか。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）この部分につきましては、規則のほうで規定しているんですけども、まず、災害等により損失を受けたときでありますとか、失職または事業の休廃止による生活困難、病気及び入院等多額の出費による生活困難、身体の拘束等で納付し得なかった場合、それと、破産手続き差し押さえ等による場合、通信や交通の途絶、生活保護受給及びそれに準ずる状況、裁判所から強制執行等の手続きの中止を命ぜられたとき、市長が減免に同意したとき、裁判所にて執行停止の決定に基づいた場合、債務者以外の第三者が納付した場合等となっております。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第39号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第39号 橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、

で、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第40号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第14 議案第40号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番 田中君。

○11番（田中博晃君）おはようございます。

この内容からすれば、この条例は1年間の周知期間を経て来年4月から始まるという内容なんですけれども、橋本市全体に係るといふ解釈でよろしいですか、企業会計も含め。そのあたりよろしくお願いします。

○議長（岡 弘悟君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）この条例改正ですけれども、改正文案にもありますけれども、契約に特段の定めがある場合は除くようなところを書いてありますので、契約で特段の定めがない場合に、全ての橋本市の市債権に適用されるということです。ただ、他の条例でこの条例を適用しないというふうな議会の議決をいただきましたら、除外することもできるかと思えます。

○議長（岡 弘悟君）11番 田中君。

○11番（田中博晃君）そのあたりはわかりました。一番気になるのが、今、多分これを言うても答えは出ないんですけども、水道の場合、来年民法改正で時効が2年から5年になった場合に一気に膨らむ方も増えてくると思うんです。ですから、そのあたりもきっちり今後、内部で1年間期間がありますので、内容を精査していただきたいと思います。これは要望にとどめます。

○議長（岡 弘悟君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第40号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第40号 橋本市債権管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第15 議案第41号 橋本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第41号については、文教厚生委員会に付託いたします。

日程第16 議案第42号 橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第16 議案第42号 橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第42号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第42号 橋本市水道施設整備事業再評価委員会条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第43号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第17 議案第43号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第43号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第43号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。